

## 令和8年4月から小中学校給食費の負担軽減を実施します

新宮町では、令和5年度から物価高騰による給食物資の値上げ相当額に対する補助を行ってきました。令和8年4月から子育て支援策として町立小学校給食費の実質無償化、町立中学校給食費の更なる負担軽減を実施します。

### 小学校給食費の実質無償化

国は、令和8年度から子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から国と県が公立小学校の学校給食に係る食材費を支援する給食費負担軽減交付金（仮称）を創設する方針としています。

新宮町ではこれを受け、給食の提供を受けている児童生徒の保護者への子育て支援策として、国と県の交付金に上乗せした補助を学校に行うことで、令和8年4月から町立小学校給食費の実質無償化を実施します。

#### 令和8年度 学校給食費（1食あたり）

	給食費	国・県・町負担額 (補助金相当額)	保護者負担額
小学校	400円	400円	0円

#### 【参考】令和7年度 学校給食費（1食あたり）

	給食費	町負担額 (補助金相当額)	保護者負担額
小学校	350円	90円	260円

### 中学校給食費の負担軽減

新宮町では、町立小学校の給食費の実質無償化に伴い、中学校では、これまで行ってきた学校への補助をさらに拡充させることで、給食の提供を受けている児童生徒の保護者への子育て支援策として、令和8年4月から給食費負担軽減を実施します。

#### 令和8年度 学校給食費（1食あたり）

	給食費	町負担額 (補助金相当額)	保護者負担額
中学校	450円	250円	200円

#### 【参考】令和7年度 学校給食費（1食あたり）

	給食費	町負担額 (補助金相当額)	保護者負担額
中学校	410円	100円	310円